

① 新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十二(六) 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

大規模改修を実施する新幹線鉄道の名称	1		期首新幹線鉄道大規模改修準備金の金額 13 翌 10年間の平均利益金算入額等の計算 最後の適用事業年度の翌期首新幹線鉄道大規模改修準備金の金額 14 10年間均等利益金算入額等 $(14) \times \frac{\text{承認積立計画に係る工事予定期間の月数}}{120}$ 又は承認積立計画に係る工事予定期間の月数 15 同上以外の場合による利益金算入額 16 計 $(15) + (16)$ 17 の 当期積立額のうち損金算入額 $(5) - (8)$ 18 計 差引新幹線鉄道大規模改修準備金の金額 $(13) - (17) + (18)$ 19 累積限度超過額 (11) 20 期末新幹線鉄道大規模改修準備金の金額 21 準備金 22 23 不足額 の(22)) 24 合計額 25 明細 前 前期末における差額 (前期の(23)) 26
引当金積立計画の承認年月日	2	平・	
承認積立計画に記載された引当金の積立期間	3	平・ 平・	
同上の積立期間の月数	4	月	
当期積立額	5	円	
積立限度額の計算	累積限度額	$(6) \times \frac{\text{}}{(4)}$	
	積立限度額		
積立限度額	6	(全国新幹線鉄道整備法第16条第1項第2号に規定する新幹線鉄道大規模改修引当金の総額)	
積立限度額	7		
積立限度額	(5) - (7)		
累積限度超過額の計算	差引新幹線大規模改修準備金	(19)	
	累積限度	(6)	
	累積限度	(9) - (1)	
限度超過額合計	12	(8) + (11)	

18欄

新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、「第68条の48第1項」又は「第9項」※
- ② 区分番号に、「10194」
- ③ 適用額欄に、当該別表十二(六)18欄の金額(円単位)を記載してください

※企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第68条の48第9項」、それ以外は「第68条の48第1項」